

広島県告示第八百八十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によつて、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成十九年八月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成十九年八月二十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社石口建設

広島市南区向洋新町三丁目七番三六号

代表取締役 石口 一彰

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般一七）第三〇四三〇号

四 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可の取消し

五 処分の原因となつた事実

被処分者の代表取締役について、傷害罪により平成十五年十二月二十日に罰金刑が確定し、建設業法第八条に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、被処分者は、建設業許可の業種追加申請及び更新申請において、役員が欠格要件に該当しないと虚偽の内容を記載した誓約書を添付して、平成十六年五月十四日及び平成十七年五月八日付けで一般建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第二十九条第一項第五号に該当する。